

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 6 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800023 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800052 号

第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は36万7,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年7月11日の標準賞与額を36万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 9 月 12 日
② 平成 20 年 7 月 11 日

A社に勤務していた平成20年7月に夏季賞与の支払があったが、厚生年金保険の記録では同年9月12日と記録されている。賞与明細書から実際の支給日は同年7月11日と確認できるので、賞与支払年月日の記録を同年9月12日から同年7月11日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録により、A社は請求者に係る賞与について、賞与支払年月日を平成20年9月12日、標準賞与額について36万7,000円と届出を行ったことが確認できるところ、請求者に係る金融機関の取引明細書により、請求期間①において同社から賞与を支給されていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」及び上記金融機関の取引明細書により、請求者は、請求期間②にA社から36万7,200円の賞与が支給され、当該

賞与額に見合う標準賞与額（36万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間②当時の事業主は既に亡くなっており、元取締役及び破産管財人は、同社に係る資料は保管していない旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。